

法人税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百三十五号）新旧対照表

改正後

目次

第一編 総則

第一章 通則（第一条―第十四条の五）

第二章 法人課税信託（第十四条の六）

第二章の二 課税所得等の範囲等（第十四条の七）

第三章 所得の帰属に関する通則（第十五条）

第四章 納税地（第十六条―第十八条）

第二編 内国法人の法人税

第一章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 各事業年度の所得の金額の計算

第一款 益金の額の計算

第一目 収益の額（第十八条の二）

第一目の二 受取配当等（第十九条―第二十三条）

第二目 資産の評価益（第二十四条―第二十四条の三）

第三目 還付金等（第二十五条―第二十七条）

第二款 損金の額の計算

第一目 棚卸資産の評価の方法（第二十八条―第三十一条）

第二目 棚卸資産の取得価額（第三十二条・第三十三条）

第三目及び第四目 削除

第五目 減価償却資産の償却の方法（第四十八条―第五十三条）

第六目 減価償却資産の取得価額等（第五十四条―第五十七条）

第七目 減価償却資産の償却限度額等（第五十八条―第六十三条）

第七目の二 減価償却資産の償却費の計算の細目（第六十三条の二）

第八目 繰延資産の償却（第六十四条―第六十七条）

第九目 資産の評価損（第六十八条―第六十八条の三）

第十目 役員の給与等（第六十九条―第七十二条の三）

第十一目 寄附金（第七十三条―第七十八条）

改正前

目次

第一編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第二章の二 同上

第三章 同上

第四章 同上

第二編 同上

第一章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第一目 同上

第一目の二 同上

第二目 同上

第三目 同上

第二款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目及び第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第七目 同上

第七目の二 同上

第八目 同上

第九目 同上

第十目 同上

第十一目 同上

- 第十一目の二 第二次納税義務に係る納付税額（第七十八条の二）
- 第十一目の三 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等（第七十八条の三）
- 第十二目 圧縮記帳（第七十九条―第九十五条）
- 第十三目 貸倒引当金（第九十六条―第一百一条）
- 第十三目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等（第一百一条の二・第一百一条の三）
- 第十三目の三 不正行為等に係る費用等（第一百一十一条の四）
- 第十四目 繰越欠損金（第一百十二条―第一百八条）
- 第十五目 契約者配当金（第一百八条の二）
- 第十六目 特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額（第一百八条の三）
- 第二款の二 利益の額又は損失の額の計算
 - 第一目 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額（第一百八条の四―第一百八条の十一）
 - 第一目の二 有価証券の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額（第一百九条―第一百九条の十六）
 - 第二目 デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額（第一百二十条）
 - 第三目 ヘッジ処理における有効性判定等（第二百一十一条―第二百一十一条の十一）
 - 第四目 外貨建資産等の換算等（第二百二十二条―第二百二十二条の十一）
 - 第五目 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第二百二十二条の十二）
- 第二款の三 組織再編成に係る所得の金額の計算（第二百二十二条の十三―第二百二十三条の十一）
- 第三款 収益及び費用の帰属事業年度の特例
 - 第一目 リース譲渡（第二百二十四条―第二百二十八条）
 - 第二目 工事の請負（第二百二十九条―第三百一一条）
 - 第三款の二 リース取引（第三百一一条の二）
- 第三款の三 法人課税信託に係る所得の金額の計算（第三百一一条）

- 第十一目の二 同上
- 第十一目の三 同上
- 第十二目 同上
- 第十三目 同上
- 第十三目の二 同上
- 第十三目の三 同上
- 第十四目 同上
- 第十五目 同上
- 第十六目 同上
- 第二款の二 同上
 - 第一目 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額（第一百八条の四―第一百八条の十一）
 - 第一目の二 同上
 - 第二目 同上
 - 第三目 同上
 - 第四目 同上
 - 第五目 同上
- 第二款の三 同上
- 第三款 同上
 - 第一目 同上
 - 第二目 同上
 - 第三款の二 同上
 - 第三款の三 同上

の三)

第三款の四 公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算(第三百三十一条の四―第三百三十一条の六)

第三款の五 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算

第一目 損益通算及び欠損金の通算(第三百三十一条の七―第三百三十一条の十)

第二目 損益通算及び欠損金の通算のための承認(第三百三十一条の十一―第三百三十一条の十四)

第三目 資産の時価評価等(第三百三十一条の十五―第三百三十一条の十九)

第四款 各事業年度の所得の金額の計算の細目

第一目 資本的支出(第三百三十二条)

第二目 少額の減価償却資産等(第三百三十三条―第三百三十四条)

第三目 確定給付企業年金の掛金等(第三百三十五条・第三百三十六(条))

第三目の二 金銭債務の償還差損益(第三百三十六(条)の二)

第三目の三 医療法人の設立に係る資産の受贈益等(第三百三十六(条)の三)

第四目 借地権等(第三百三十七条―第三百三十九条)

第五目 償還有価証券の調整差益又は調整差損(第三百三十九条の二)

第六目 一株未満の株式等の処理の場合等の所得計算の特例(第三百三十九条の三・第三百三十九条の三の二)

第七目 資産に係る控除対象外消費税額等(第三百三十九条の四・第三百三十九条の五)

第二節 税額の計算

第一款 税率(第三百三十九条の六―第四百十条)

第二款 税額控除(第四百十条の二―第四百五十(条))

第三節 申告及び還付(第四百五十(条)の二―第四百五十六(条))

第二章 退職年金等積立金に対する法人税(第四百五十六(条)の二―第四百七十二(条))

第三章 更正及び決定(第四百七十三(条)―第四百七十五(条))

第三款の四 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算(第三百三十一条の四―第三百三十一条の六)

第三款の五 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第四款 同上

第一目 同上

第二目 同上

第三目 同上

第三目の二 同上

第三目の三 同上

第四目 同上

第五目 同上

第六目 同上

第七目 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三節 同上

第二章 同上

第三章 同上

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得(第百七十六条―第百八十三条)

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算(第百八十四条―第百九十条の二)

第二節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算(第百九十一条)

第三節 税額の計算(第百九十二条―第百九十一条の二)

第四節 申告及び還付(第百九十二条―第百九十六条)

第三章 退職年金等積立金に対する法人税(第百九十七条)

第四章 更正及び決定(第百九十八条―第百九十九条)

第四編 雑則(第百九十九条)

附則

(定義)

第一条 この政令において「国内」、「国外」、「内国法人」、「外国法人」、「公共法人」、「公益法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普通法人」、「同族会社」、「被合併法人」、「合併法人」、「分割法人」、「分割承継法人」、「現物出資法人」、「被現物出資法人」、「現物分配法人」、「被現物分配法人」、「株式交換完全子法人」、「株式交換等完全子法人」、「株式交換完全親法人」、「株式交換等完全親法人」、「株式移転完全子法人」、「株式移転完全親法人」、「通算親法人」、「通算子法人」、「通算法人」、「投資法人」、「特定目的会社」、「支配関係」、「完全支配関係」、「通算完全支配関係」、「適格合併」、「分割型分割」、「分社型分割」、「適格現物出資」、「適格分割型分割」、「適格分社型分割」、「適格現物分配」、「株式分配」、「適格株式移転」、「恒久的施設」、「収益事業」、「株主等」、「役員」、「資本金等の額」、「利益積立金額」、「欠損金額」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「損金経理」、「合同運用信託」、「証券投資信託」、「集団投資信託」、「法人課税信託」、「中間申告書」、「確定申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「更正請求書」、「中間納付額」、「更正」、「附帯税」、「

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第三章 同上

第四章 同上

第四編 同上

附則

(定義)

第一条 この政令において「国内」、「国外」、「内国法人」、「外国法人」、「公共法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普通法人」、「同族会社」、「被合併法人」、「合併法人」、「分割法人」、「分割承継法人」、「現物出資法人」、「被現物出資法人」、「現物分配法人」、「被現物分配法人」、「株式交換完全子法人」、「株式交換等完全子法人」、「株式交換完全親法人」、「株式交換等完全親法人」、「株式移転完全子法人」、「株式移転完全親法人」、「通算親法人」、「通算子法人」、「通算法人」、「投資法人」、「特定目的会社」、「支配関係」、「完全支配関係」、「通算完全支配関係」、「適格合併」、「分割型分割」、「分社型分割」、「適格現物出資」、「適格分割型分割」、「適格分社型分割」、「適格現物分配」、「株式分配」、「適格株式移転」、「恒久的施設」、「収益事業」、「株主等」、「役員」、「資本金等の額」、「利益積立金額」、「欠損金額」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「損金経理」、「合同運用信託」、「証券投資信託」、「集団投資信託」、「法人課税信託」、「中間申告書」、「確定申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「更正請求書」、「中間納付額」、「更正」、「附帯税」、「充当」又は「還

充当」又は「還付加算金」とは、それぞれ法人税法（以下「法」という。）第二条第一号から第九号まで、第十号から第十六号まで、第十八号から第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで、第三十五号から第三十九号まで又は第四十一号から第四十三号まで（定義）に規定する国内、国外、内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人、同族会社、被合併法人、合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、被現物出資法人、現物分配法人、被現物分配法人、株式交換完全子法人、株式交換等完全子法人、株式交換完全親法人、通算親法人、通算子法人、通算法人、特定目的会社、支配関係、完全支配関係、通算完全支配関係、適格合併、分割型分割、分社型分割、適格分割、適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資、適格現物分配、株式分配、適格株式分配、株式交換等、適格株式交換等、適格株式移転、恒久的施設、収益事業、株主等、役員、資本金等の額、利益積立金額、欠損金額、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、損金経理、合同運用信託、証券投資信託、集団投資信託、法人課税信託、中間申告書、確定申告書、修正申告書、青色申告書、更正請求書、中間納付額、更正、附帯税、充当又は還付加算金をいう。

（利益積立金額）

第九条 法第二条第十八号（定義）に規定する政令で定める金額は、同号に規定する法人の当該事業年度前の各事業年度（当該法人が公共法人に該当していた事業年度を除く。以下この条において「過去事業年度」という。）の第一号から第七号までに掲げる金額の合計額から当該法人の過去事業年度の第八号から第十四号までに掲げる金額の合計額を減算した金額に、当該法人の当該事業年度開始の日以後の第一号から第七号までに掲げる金額を加算し、これから当該法人の同日以後の第八号から第十四号までに掲げる金額を減算した金額とする。

一 十四 省 略

（有価証券に準ずるものの範囲）

第十一条 法第二条第二十一号（定義）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

付加算金」とは、それぞれ法人税法（以下「法」という。）第二条第一号から第四号まで、第六号から第九号まで、第十号から第十六号まで、第十八号から第二十七号まで、第二十九号から第三十一号まで、第三十五号から第三十九号まで又は第四十一号から第四十三号まで（定義）に規定する国内、国外、内国法人、外国法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人、同族会社、被合併法人、合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、被現物出資法人、現物分配法人、被現物分配法人、株式交換完全子法人、株式交換等完全子法人、株式交換完全親法人、通算親法人、通算子法人、通算法人、投資法人、特定目的会社、支配関係、完全支配関係、通算完全支配関係、適格合併、分割型分割、分社型分割、適格分割、適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資、適格現物分配、株式分配、適格株式分配、株式交換等、適格株式交換等、適格株式移転、恒久的施設、収益事業、株主等、役員、資本金等の額、利益積立金額、欠損金額、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、損金経理、合同運用信託、証券投資信託、集団投資信託、法人課税信託、中間申告書、確定申告書、修正申告書、青色申告書、更正請求書、中間納付額、更正、附帯税、充当又は還付加算金をいう。

（利益積立金額）

第九条 法第二条第十八号（定義）に規定する政令で定める金額は、同号に規定する法人の当該事業年度前の各事業年度（以下この条において「過去事業年度」という。）の第一号から第七号までに掲げる金額の合計額から当該法人の過去事業年度の第八号から第十四号までに掲げる金額の合計額を減算した金額に、当該法人の当該事業年度開始の日以後の第一号から第七号までに掲げる金額を加算し、これから当該法人の同日以後の第八号から第十四号までに掲げる金額を減算した金額とする。

一 十四 同 上

（有価証券に準ずるものの範囲）

第十一条 法第二条第二十一号（有価証券の意義）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限るものとし、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権を除く。）

二 四 省 略

（固定資産の範囲）

第十二条 法第二条第二十二号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券、資金決済に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する暗号資産及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるものとする。

一 四 省 略

（棚卸資産の評価の方法の選定）

第二十九条 省 略

2 内国法人は、次の各号に掲げる法人（第二号に掲げる法人又は第四号に掲げる法人のうち収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては、その行う事業に係る棚卸資産と前項に規定する事業の種類を同じくする棚卸資産につきこれらの号に定める日の属する事業年度前の事業年度においてこの項の規定による届出をすべきものを除く。）の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（第一号又は第五号に掲げる内国法人がこれらの号に定める日の属する法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）について同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、棚卸資産につき、前項に規定する事業の種類及び資産の区分ごとに、第二十八条第一項に規定する評価の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。

一 省 略

一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第十五号まで（定義）に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限る。）

二 四 同 上

（固定資産の範囲）

第十二条 法第二条第二十二号（定義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項（定義）に規定する暗号資産及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるものとする。

一 四 同 上

（棚卸資産の評価の方法の選定）

第二十九条 同 上

2 内国法人は、次の各号に掲げる法人（第二号又は第三号に掲げる法人にあつては、その行う事業に係る棚卸資産と前項に規定する事業の種類を同じくする棚卸資産につきこれらの号に定める日の属する事業年度前の事業年度においてこの項の規定による届出をすべきものを除く。）の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（第一号又は第四号に掲げる内国法人がこれらの号に定める日の属する法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）について同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、棚卸資産につき、前項に規定する事業の種類及び資産の区分ごとに、第二十八条第一項に規定する評価の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。

一 同 上

- 二 新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等及び人格のない社団等 その開始した日
- 三 公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日
- 四 公益法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日
- 五 設立後（第二号に掲げる内国法人については新たに収益事業を開始した後とし、第三号に掲げる内国法人については収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた後とし、前号に掲げる内国法人については普通法人又は協同組合等に該当することとなつた後とする。）新たに他の種類の事業（第二号又は第三号に掲げる内国法人については、収益事業。以下この号において同じ。）を開始し、又は事業の種類を変更した内国法人 当該他の種類の事業を開始し、又は事業の種類を変更した日

（棚卸資産の評価の方法の変更手続）

第三十条 省 略

255 省 略

- 6 前条第二項第二号に掲げる内国法人又は同項第四号に掲げる内国法人のうち収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等がこれらの号に定める日の属する事業年度において、棚卸資産につき選定した評価の方法を変更しようとする場合において、当該事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までに、その旨及び第二項に規定する財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書をもつて同項の申請書とみなし、当該届出書の提出をもつて第一項の承認があつたものとみなす。この場合においては、第四項の規定は、適用しない。

（減価償却資産の償却の方法の選定）

第五十一条 省 略

- 2 内国法人は、次の各号に掲げる法人（第二号に掲げる法人又は第四号に掲げる法人のうち収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあつては、その有する減価償却資産と同一の資

- 二 新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等及び人格のない社団等 新たに収益事業を開始した日
- 三 公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日
- 四 設立後（第二号に掲げる内国法人については新たに収益事業を開始した後とし、前号に掲げる内国法人については普通法人又は協同組合等に該当することとなつた後とする。）新たに他の種類の事業（第二号に掲げる内国法人については、収益事業。以下この号において同じ。）を開始し、又は事業の種類を変更した内国法人 当該他の種類の事業を開始し、又は事業の種類を変更した日

（棚卸資産の評価の方法の変更手続）

第三十条 同 上

255 同 上

- 6 前条第二項第二号又は第三号に掲げる内国法人がこれらの号に定める日の属する事業年度において、棚卸資産につき選定した評価の方法を変更しようとする場合において、当該事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までに、その旨及び第二項に規定する財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書をもつて同項の申請書とみなし、当該届出書の提出をもつて第一項の承認があつたものとみなす。この場合においては、第四項の規定は、適用しない。

（減価償却資産の償却の方法の選定）

第五十一条 同 上

- 2 内国法人は、次の各号に掲げる法人（第二号又は第三号に掲げる法人にあつては、その有する減価償却資産と同一の資産区分（前項に規定する区分をいい、二以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ご

産区分（前項に規定する区分をいい、二以上の事業所又は船舶を有する内
国法人で事業所又は船舶ごとの償却の方法を選定しようとする場合にあつ
ては、事業所又は船舶ごとの当該区分をいう。以下この項において同じ。
）に属する減価償却資産につきこれらの号に定める日の属する事業年度前
の事業年度においてこの項の規定による届出をすべきものを除く。）の区
分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度に係る法第七十四条第一項
（確定申告）の規定による申告書の提出期限（第一号又は第五号から第七
号までに掲げる内国法人がこれらの号に定める日の属する法第七十二条第
一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（当
該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期
間）について同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出す
る場合には、その中間申告書の提出期限）までに、その有する減価償却資
産と同一の資産区分に属する減価償却資産につき、当該資産区分ごとに、
第四十八条第一項又は第四十八条の二第一項に規定する償却の方法のうち
そのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければな
らない。ただし、第四十八条第一項第一号口、第四号及び第六号並びに第
四十八条の二第一項第一号口、第四号及び第六号に掲げる減価償却資産に
ついては、この限りでない。

一 省 略

二 新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等及び人格のない
社団等 その開始した日

三 公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等
に該当することとなつた日

四 公益法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通
法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとな
つた日

五 設立後（第二号に掲げる内国法人については新たに収益事業を開始し
た後とし、第三号に掲げる内国法人については収益事業を行う公益法人
等に該当することとなつた後とし、前号に掲げる内国法人については普
通法人又は協同組合等に該当することとなつた後とする。）既にそのよ
るべき償却の方法を選定している減価償却資産（その償却の方法を届け
出なかつたことにより第五十三条（減価償却資産の法定償却方法）に規
定する償却の方法によるべきこととされているものを含む。）以外の減

とに償却の方法を選定しようとする場合にあっては、事業所又は船舶ごと
の当該区分をいう。以下この項において同じ。）に属する減価償却資産に
つきこれらの号に定める日の属する事業年度前の事業年度においてこの項
の規定による届出をすべきものを除く。）の区分に応じ当該各号に定める
日の属する事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による
申告書の提出期限（第一号又は第四号から第六号までに掲げる内国法人が
これらの号に定める日の属する法第七十二条第一項（仮決算をした場合の
中間申告書の記載事項等）に規定する期間（当該内国法人が通算子法人で
ある場合には、同条第五項第一号に規定する期間）について同条第一項各
号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告
書の提出期限）までに、その有する減価償却資産と同一の資産区分に属す
る減価償却資産につき、当該資産区分ごとに、第四十八条第一項又は第四
十八条の二第一項に規定する償却の方法のうちそのよるべき方法を書面に
より納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。ただし、第四十八
条第一項第一号口、第四号及び第六号並びに第四十八条の二第一項第一号
口、第四号及び第六号に掲げる減価償却資産については、この限りでない
。

一 同 上

二 新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等及び人格のない
社団等 新たに収益事業を開始した日

三 公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた
普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当すること
となつた日

四 設立後（第二号に掲げる内国法人については新たに収益事業を開始し
た後とし、前号に掲げる内国法人については普通法人又は協同組合等に
該当することとなつた後とする。）既にそのよるべき償却の方法を選定
している減価償却資産（その償却の方法を届け出なかつたことにより第
五十三条（減価償却資産の法定償却方法）に規定する償却の方法による
べきこととされているものを含む。）以外の減価償却資産の取得（適格
合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを

償却資産の取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。以下この号及び第七号において同じ。）をした内国法人 当該資産の取得をした日

六 省 略
七 省 略

3 5 省 略

第五十二条 省 略
（減価償却資産の償却の方法の変更手続）

2 5 省 略

6 前条第二項第二号に掲げる内国法人又は同項第四号に掲げる内国法人のうち収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等がこれらの号に定める日の属する事業年度において、減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとする場合（二以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合を含む。）において、当該事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までに、その旨及び第二項に規定する財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書をもつて同項の申請書とみなし、当該届出書の提出をもつて第一項の承認があつたものとみなす。この場合においては、第四項の規定は、適用しない。

（一般寄附金の損金算入限度額）

第七十三条 省 略

2 前項各号に規定する所得の金額は、次に掲げる規定を適用しないで計算した場合における所得の金額とする。

一 20 省 略

二十一 租税特別措置法第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十五項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）

二十二 26 省 略

3 6 省 略

含む。以下この号及び第六号において同じ。）をした内国法人 当該資産の取得をした日

五 同 上
六 同 上

3 5 同 上

第五十二条 同 上
（減価償却資産の償却の方法の変更手続）

2 5 同 上

6 前条第二項第二号又は第三号に掲げる内国法人がこれらの号に定める日の属する事業年度において、減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとする場合（二以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合を含む。）において、当該事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限までに、その旨及び第二項に規定する財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該届出書をもつて同項の申請書とみなし、当該届出書の提出をもつて第一項の承認があつたものとみなす。この場合においては、第四項の規定は、適用しない。

（一般寄附金の損金算入限度額）

第七十三条 同 上

2 同 上

一 20 同 上

二十一 租税特別措置法第六十六条の十三第一項、第五項から第十項まで及び第十四項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

二十二 26 同 上

3 6 同 上

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)

第七十七条 法第三十七条第四項(寄附金の損金不算入)に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 一の二 省 略
- 二 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社及び福島国際研究教育機構
- 三 六 省 略

第十一目の二 第二次納税義務に係る納付税額

第七十八条の二 法第三十九条第一項第三号(第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入等)に規定する政令で定める国税又は地方税は、次に掲げるものとする。

- 一 地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の八まで又は第十二条の二第二項(合名会社等の社員の第二次納税義務等)の規定の例により納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二条第五号(定義)に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次項第一号において同じ。)
- 二 地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の八まで又は第十二条の二第二項の規定の例により納付すべき特別法人事業税に係る徴収金(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)第二条第九号(定義)に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。次項第二号において同じ。)

- 三 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)第三十三条、第三十五条から第三十九条まで又は第四十一条第一項(合名会社等の社員の第二次納税義務等)の規定の例により納付すべき地方税法第七十二条の七十七第二号(地方消費税に関する用語の意義)に規定する譲渡割及び同条第三号に規定する貨物割並びに地方消費税に係る延滞税等(同法第七十二条の百第二項(貨物割の賦課徴収等)に規定する貨物割に係る延滞税及び加算税並びに同法附則第九条の四第二項(譲渡割の賦課徴収の特例

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)

第七十七条 同 上

- 一 一の二 同 上
- 二 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
- 三 六 同 上

第十一目の二 第二次納税義務に係る納付税額

第七十八条の二 同 上

- 一 地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の八まで又は第十二条の二第二項(合名会社等の社員の第二次納税義務等)の規定の例により納付すべき特別法人事業税に係る徴収金(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)第二条第九号(定義)に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。次項第一号において同じ。)
- 二 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)第三十三条、第三十五条から第三十九条まで又は第四十一条第一項(合名会社等の社員の第二次納税義務等)の規定の例により納付すべき地方税法第七十二条の七十七第二号(地方消費税に関する用語の意義)に規定する譲渡割及び同条第三号に規定する貨物割並びに地方消費税に係る延滞税等(同法第七十二条の百第二項(貨物割の賦課徴収等)に規定する貨物割に係る延滞税及び加算税並びに同法附則第九条の四第二項(譲渡割の賦課徴収の特例

等)に規定する譲渡割に係る延滞税、利子税及び加算税をいう。次項第三号において同じ。)並びにこれらの滞納処分費

2 法第三十九条第二項第三号に規定する政令で定める国税又は地方税は、次に掲げるものとする。

一 地方税法第十一条の三(清算人等の第二次納税義務)の規定の例により納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金

二 地方税法第十一条の三の規定の例により納付すべき特別法人事業税に係る徴収金

三 省 略

(貸倒引当金勘定への繰入限度額)

第九十六条 法第五十二条第一項(貸倒引当金)に規定する政令で定める事実は、次の各号に掲げる事実とし、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 法第五十二条第一項の内国法人が当該事業年度終了の時に有する金銭債権(同項に規定する金銭債権をいう。以下第六項までにおいて同じ。)に係る債務者について生じた次に掲げる事由に基づいてその弁済を猶予され、又は賦払により弁済されること 当該金銭債権の額のうち当該事由が生じた日の属する事業年度終了の日の翌日から五年を経過する日までに弁済されることとなつている金額以外の金額(担保権の実行その他によりその取立て又は弁済(以下この項において「取立て等」という。)の見込みがあると認められる部分の金額を除く。)

イ 省 略

二 第二十四条の二第一項(再生計画認可の決定に準ずる事実等)に規定する事実が生じたこと。

ホ 省 略

二 四 省 略

2 5 省 略

6 法第五十二条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該事業年度終了の時に有する一括評価金銭債権(同項に規定する一括評価金銭債権をいう。以下この項において同じ。)の帳簿価額の合計額に貸倒実績率(第一号に掲げる金額のうちに第二

等)に規定する譲渡割に係る延滞税、利子税及び加算税をいう。次項第二号において同じ。)並びにこれらの滞納処分費

2 同 上

一 地方税法第十一条の三(清算人等の第二次納税義務)の規定の例により納付すべき特別法人事業税に係る徴収金

二 同 上

(貸倒引当金勘定への繰入限度額)

第九十六条 同 上

一 同 上

イ 省 略

二 同 上

二 四 同 上

2 5 同 上

6 同 上

号に掲げる金額の占める割合（当該割合に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。）を乗じて計算した金額とする。

一 当該内国法人の前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいい、当該内国法人が適格合併に係る合併法人である場合には当該内国法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度を含むものとし、当該事業年度が次に掲げる当該内国法人の区分に応じそれぞれ次に定める日の属する事業年度である場合には当該事業年度とし、ロからニまでに定める日の属する事業年度前の各事業年度を除く。以下この項及び第八項において同じ。）終了の時ににおける一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額を当該前三年内事業年度における事業年度の数で除して計算した金額

イ 省 略

ロ 新たに収益事業を開始した内国法人である公益法人等及び人格のない社団等 その開始した日

ハ 公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日

ニ 公益法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

二 省 略

759 省 略

第十三目の三 不正行為等に係る費用等

第百十一条の四 省 略

2 法第五十五条第四項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定による森林環境税に係る延滞金

二 省 略

三 省 略

（事業の再生が図られたと認められる事由等）

一 当該内国法人の前三年内事業年度（当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度をいい、当該内国法人が適格合併に係る合併法人である場合には当該内国法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度を含むものとし、当該事業年度が次に掲げる当該内国法人の区分に応じそれぞれ次に定める日の属する事業年度である場合には当該事業年度とし、ロ又はハに定める日の属する事業年度前の各事業年度を除く。以下この項及び第八項において同じ。）終了の時ににおける一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額を当該前三年内事業年度における事業年度の数で除して計算した金額

イ 同 上

ロ 内国法人である公益法人等及び人格のない社団等 新たに収益事業を開始した日

ハ 公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

二 同 上

759 同 上

第十三目の三 不正行為等に係る費用等

第百十一条の四 同 上

2 同 上

一 同 上

二 同 上

（事業の再生が図られたと認められる事由等）

第百十三条の二 省略

2・3 省略

4 法第五十七条第十一項第二号二に規定する政令で定める事實は、次に掲げる事実とする。

一 第百十七条の三第一号、第二号又は第四号（再生手続開始の決定に準ずる事実等）に掲げる事実

二 省略

5 7 省略

（再生手続開始の決定に準ずる事実等）

第百十七条の三 法第五十九条第三項（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）に規定する政令で定める事實は、次の各号に掲げる事実とし、同項第一号に規定する政令で定める債権は、前条第一号に掲げる事実にあつては同号に定める債権とし、当該各号に掲げる事実にあつては当該各号に定める債権とする。

一・二 省略

三 第二十四条の二第一項（再生計画認可の決定に準ずる事実等）に規定する事実 当該事實の発生前の原因に基づいて生じた債権

四 前条第一号又は第一号若しくは第二号に掲げる事実に準ずる事実（更生手続開始の決定があつたこと及び前号に掲げる事実を除く。） 当該準ずる事實の発生前の原因に基づいて生じた債権

（短期売買商品等の取得価額）

第百十八条の五 内国法人が法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等（以下この目において「短期売買商品等」という。）の取得をした場合には、その取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる短期売買商品等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 購入した短期売買商品等（法第六十一条第十項又は第六十一条の五第三項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）の規定の適用があるものを除く。） その購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該短期売買商品

第百十三条の二 同上

2・3 同上

4 同上

一 第百十七条の三各号（再生手続開始の決定に準ずる事実等）に掲げる事実

二 同上

5 7 同上

（再生手続開始の決定に準ずる事実等）

第百十七条の三 同上

一・二 同上

三 前条第一号又は前二号に掲げる事実に準ずる事実（更生手続開始の決定があつたこと及び同条第二号に掲げる事実を除く。） 当該準ずる事實の発生前の原因に基づいて生じた債権

（短期売買商品等の取得価額）

第百十八条の五 同上

一 購入した短期売買商品等（法第六十一条第九項又は第六十一条の五第三項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）の規定の適用があるものを除く。） その購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該短期売買商品

等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

二 自己が発行することにより取得した短期売買商品等(暗号資産(法第六十一条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この目において同じ。))に限る。)その発行のために要した費用の額

三 前二号に掲げる短期売買商品等以外の短期売買商品等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配により分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から取得したものを除く。)その取得の時におけるその短期売買商品等の取得のために通常要する価額

(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)

第一百八条の六 短期売買商品等の譲渡に係る原価の額を計算する場合におけるその一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、次に掲げる方法とする。

一 移動平均法(短期売買商品等をその種類又は銘柄(以下この条において「種類等」という。)の異なるごとに区別し、その種類等と同じくする短期売買商品等の取得(適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。以下この項及び第五項において同じ。)をする都度その短期売買商品等の当該取得の直前の帳簿価額と当該取得をした短期売買商品等の取得価額(当該引継ぎを受けた短期売買商品等については、当該被合併法人又は分割法人の法第六十二条の第二項(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)に規定する時又は当該適格分割型分割の直前の帳簿価額。次号において同じ。))との合計額をこれらの短期売買商品等の総数量で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。)

二 省略

2 前項各号の種類等は、暗号資産にあつては、次に掲げる暗号資産のいずれかに区分した後のそれぞれの種類とする。

一 法第六十一条第二項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)

に規定する特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産

二 前号に掲げる暗号資産以外の暗号資産

3 省略

等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

二 前号に掲げる短期売買商品等以外の短期売買商品等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配により分割法人、現物出資法人又は現物分配法人から取得したものを除く。)その取得の時におけるその短期売買商品等の取得のために通常要する価額

(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等)

第一百八条の六 同上

一 移動平均法(短期売買商品等をその種類又は銘柄(以下この条において「種類等」という。)の異なるごとに区別し、その種類等と同じくする短期売買商品等の取得(適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。以下この項及び第四項において同じ。)をする都度その短期売買商品等の当該取得の直前の帳簿価額と当該取得をした短期売買商品等の取得価額(当該引継ぎを受けた短期売買商品等については、当該被合併法人又は分割法人の法第六十二条の第二項(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)に規定する時又は当該適格分割型分割の直前の帳簿価額。次号において同じ。))との合計額をこれらの短期売買商品等の総数量で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。)

二 同上

2 同上

4| 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、その種類等ごとに、かつ、暗号資産については第二項の暗号資産の区分ごとに選定しなければならない。

5| 内国法人は、短期売買商品等の取得をした場合（次の各号に掲げる場合を含む。）には、その取得をした日（当該各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日。以下この項において「取得日等」という。）の属する事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該取得日等の属する法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）について同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、その短期売買商品等と種類等及び前項に規定する区分を同じくする短期売買商品等につき、第一項各号に掲げる方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。ただし、当該取得日等の属する事業年度前の事業年度においてその短期売買商品等と種類等及び前項に規定する区分を同じくする短期売買商品等につき本文の規定による届出をすべき場合並びに内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業に属する短期売買商品等（暗号資産に限る。以下この項において同じ。）の取得をした場合は、この限りでない。

- 一 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等につき、収益事業以外の事業に属していた短期売買商品等が収益事業に属する短期売買商品等となつた場合 その収益事業に属する短期売買商品等となつた日
- 二 公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等につき、当該公益法人等に該当することとなつた時の直前において短期売買商品等を有していた場合（当該短期売買商品等が当該公益法人等の収益事業に属するものである場合に限る。） その該当することとなつた日
- 三 公益法人又は公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等につき、当該普通法人又は協同組合等において短期売買商品等を有していた場合（公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては、当該短期売買商品等が当該直前において収益事業以外の事業に属していたものである場合に限る。） その該

3| 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、その種類等ごとに選定しなければならない。

4| 内国法人は、短期売買商品等の取得をした場合（次の各号に掲げる場合を含む。）には、その取得をした日（当該各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日。以下この項において「取得日等」という。）の属する事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該取得日等の属する法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）について同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、その短期売買商品等と種類等を同じくする短期売買商品等につき、第一項各号に掲げる方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。ただし、当該取得日等の属する事業年度前の事業年度においてその短期売買商品等と種類等を同じくする短期売買商品等につき本文の規定による届出をすべき場合及び内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業に属する短期売買商品等（暗号資産（法第六十一条第一項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に限る。以下この項において同じ。）の取得をした場合は、この限りでない。

- 一 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等につき、収益事業以外の事業に属する短期売買商品等が収益事業に属する短期売買商品等となつた場合 その収益事業に属する短期売買商品等となつた日
- 二 公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等につき、当該普通法人又は協同組合等において短期売買商品等を有していた場合（公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては、当該短期売買商品等が当該直前において収益事業以外の事業に属していたものである場合に限る。） その該

当することとなつた日

省略

7| 6| 第三十条（棚卸資産の評価の方法の変更手続）の規定は、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更手続について準用する。この場合において、同条第一項中「評価の方法」とあるのは「一単位当たりの帳簿価額の算出の方法」と、「次条第一項」とあるのは「第百十八条の六第八項（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）」と、同条第二項、第三項及び第六項中「評価の方法」とあるのは「一単位当たりの帳簿価額の算出の方法」と読み替えるものとする。

省略

9| 8| 省略

10| 内国法人が、法第六十一条第八項に規定する暗号資産信用取引の方法により、暗号資産の売付け又は買付けをし、その後、当該暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付け又は売付けをして決済をした場合における同条第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、その買付けに係る暗号資産のその買付けに係る対価の額とする。

（時価評価をする暗号資産の範囲）

第百十八条の七 法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものは、内国法人が有する暗号資産のうち次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 継続的に売買の価格（他の暗号資産との交換の比率（次条第一項第四号において「交換比率」という。）を含む。以下この項及び同条第一項第三号において「売買価格等」という。）の公表がされ、かつ、その公表がされる売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。

二・三 省略

2| 法第六十一条第二項に規定する発行の時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものは、その発行

の時から継続して次に掲げる要件のいずれかに該当する暗号資産とする。

一 当該暗号資産につき、他の者に移転することができないようにする技

5| 同上

6| 第三十条（棚卸資産の評価の方法の変更手続）の規定は、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更手続について準用する。この場合において、同条第一項中「評価の方法」とあるのは「一単位当たりの帳簿価額の算出の方法」と、「次条第一項」とあるのは「第百十八条の六第七項（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）」と、同条第二項、第三項及び第六項中「評価の方法」とあるのは「一単位当たりの帳簿価額の算出の方法」と読み替えるものとする。

7| 同上

8| 同上

9| 内国法人が、法第六十一条第七項に規定する暗号資産信用取引の方法により、暗号資産の売付け又は買付けをし、その後、当該暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付け又は売付けをして決済をした場合における同条第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、その買付けに係る暗号資産のその買付けに係る対価の額とする。

（時価評価をする暗号資産の範囲）

第百十八条の七 法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるものは、内国法人が有する暗号資産のうち次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 継続的に売買の価格（他の暗号資産との交換の比率（次条第一項第四号において「交換比率」という。）を含む。以下この条及び同項第三号において「売買価格等」という。）の公表がされ、かつ、その公表がされる売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。

二・三 同上

術的措施として財務省令で定める措置がとられていること。

二 当該暗号資産が信託で次に掲げる要件の全てに該当するもの（法第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）の規定により同項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この号において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託に限る。）の信託財産とされていること。

イ 当該信託の受託者が信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）のみであり、かつ、当該信託の受益者等が当該内国法人のみであること。

ロ 当該信託に係る信託契約において、当該信託の受託者がその信託財産に属する資産及び負債を受託者等（当該信託の受託者及び受益者等をいう。）以外の者に譲渡しない旨が定められていること。

ハ 当該信託に係る信託契約において、当該内国法人によつて、当該信託の受益権の譲渡及び当該信託の受益者等の変更をすることができない旨が定められていること。

3 | 内国法人が適格合併又は適格分割（適格分割にあつては、分割法人が行つていた暗号資産の発行に関する事業が移転されるものに限る。）により被合併法人又は分割法人から移転を受けた暗号資産のうち、その移転の直前の時に当該被合併法人又は分割法人において特定自己発行暗号資産（法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に該当していたものが、その内国法人において特定自己発行暗号資産に該当するかどうかの判定については、その内国法人がその移転を受けた時において当該暗号資産を発行したものとみなす。

（短期売買商品等の時価評価金額）

第一百八条の八 法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、内国法人が事業年度終了の時に有する短期売買商品等（暗号資産にあつては、同項に規定する市場暗号資産（同項に規定する特定自己発行暗号資産を除く。以下この項において「時価評価暗号資産」という。）に限る。以

（短期売買商品等の時価評価金額）

第一百八条の八 法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、内国法人が事業年度終了の時に有する短期売買商品等（暗号資産にあつては、市場暗号資産（同項に規定する政令で定めるものに該当する暗号資産をいう。以下この項において同じ。）に限る。以下この項及び次条におい

下この項及び次条において同じ。)をその種類又は銘柄(以下この項において「種類等」という。)の異なるごとに区別し、その種類等を同じくする短期売買商品等ごとに、公表最終価格等(時価評価暗号資産以外の短期売買商品等にあつては第一号又は第二号に掲げるいずれかの金額をいい、時価評価暗号資産にあつては第三号又は第四号に掲げるいずれかの金額をいう。)にその短期売買商品等の数量を乗じて計算した金額とする。

一・二 省 略

三 価格等公表者(時価評価暗号資産の売買価格等を継続的に公表し、かつ、その公表する売買価格等がその時価評価暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者(その公表をする売買価格等に係る前条第一号第二号の取引が主として当該内国法人が自己の計算において行つた取引である場合には、当該内国法人を除く。)をいう。次号において同じ。)によつて公表された当該事業年度終了の日における当該時価評価暗号資産の最終の売上の価格(公表された同日における最終の売上の価格がない場合には、同日前の最終の売上の価格が公表された日で当該事業年度終了の日)に最も近い日におけるその最終の売上の価格)

四 価格等公表者によつて公表された当該事業年度終了の日における時価評価暗号資産の最終の交換比率(公表された同日における最終の交換比率がない場合には、同日前の最終の交換比率が公表された日で当該事業年度終了の日)に最も近い日におけるその最終の交換比率)に、その交換比率により交換される他の時価評価暗号資産に係る前号に掲げる価格を乗じて計算した金額

2 省 略

(暗号資産の区分変更によるみなし譲渡)

第一百八条の十 内国法人が事業年度終了の時に市場暗号資産(法第六十一条第二項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する市場暗号資産をいう。以下この項において同じ。)に該当しない暗号資産(当該事業年度の期間内のいずれかの時において市場暗号資産に該当していたものに限るものとし、同条第二項に規定する特定自己発行暗号資産に該当するものを除く。)を自己の計算において有する場合には、当該事業年度終了の時に、その有する暗号資産(直近売買価格等公表日の

て同じ。)をその種類又は銘柄(以下この項において「種類等」という。)の異なるごとに区別し、その種類等を同じくする短期売買商品等ごとに、公表最終価格等(市場暗号資産以外の短期売買商品等にあつては第一号又は第二号に掲げるいずれかの金額をいい、市場暗号資産にあつては第三号又は第四号に掲げるいずれかの金額をいう。)にその短期売買商品等の数量を乗じて計算した金額とする。

一・二 同 上

三 価格等公表者(市場暗号資産の売買価格等を継続的に公表し、かつ、その公表する売買価格等がその市場暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者(その公表をする売買価格等に係る前条第二号の取引が主として当該内国法人が自己の計算において行つた取引である場合には、当該内国法人を除く。)をいう。次号において同じ。)によつて公表された当該事業年度終了の日における当該市場暗号資産の最終の売上の価格(公表された同日における最終の売上の価格がない場合には、同日前の最終の売上の価格が公表された日で当該事業年度終了の日)に最も近い日におけるその最終の売上の価格)

四 価格等公表者によつて公表された当該事業年度終了の日における市場暗号資産の最終の交換比率(公表された同日における最終の交換比率がない場合には、同日前の最終の交換比率が公表された日で当該事業年度終了の日)に最も近い日におけるその最終の交換比率)に、その交換比率により交換される他の市場暗号資産に係る前号に掲げる価格を乗じて計算した金額

2 同 上

(暗号資産の区分変更によるみなし譲渡)

第一百八条の十 内国法人が事業年度終了の時に市場暗号資産(法第六十一条第二項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する政令で定めるものに該当しない暗号資産(当該事業年度の期間内のいずれかの時において同項に規定する政令で定めるものに該当していたものに限る。)を自己の計算において有する場合には、当該事業年度終了の時に、その有する暗号資産(直近売買価格等公表日の翌日から当該事業年度終了の日までの間に当該暗号資産と種類を同じくする暗号資産の取得(適格合併によ

翌日から当該事業年度終了の日までの間に当該暗号資産と種類及び区分（第一百八条の六第二項（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）の暗号資産の区分をいう。次項において同じ。）を同じくする暗号資産の取得（適格合併による被合併法人からの引継ぎを含むものとし、適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配で残余財産の全部の分配に該当しないものによる分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からの取得及び同条第六項各号に掲げる取得を除く。）以下この項及び次項において同じ。）をしていた場合には、その取得をした数量に相当するものを除く。以下この項及び次項において「期末保有暗号資産」という。）を次に掲げるいづれかの金額に期末保有暗号資産の数量を乗じて計算した金額により譲渡し、かつ、当該期末保有暗号資産をその金額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

一 省略

二 価格等公表者によつて公表された直近売買価格等公表日における期末保有暗号資産の最終の交換比率（第一百八条の七第一号（時価評価をする暗号資産の範囲）に規定する交換比率をいう。以下この号において同じ。）に、その交換比率により交換される他の暗号資産の価格等公表者によつて公表された直近売買価格等公表日における最終の売買の価格を乗じて計算した金額

2 内国法人が期末保有暗号資産（第一百八条の六第一号に掲げる移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。）について前項の規定を適用する場合において、直近売買価格等公表日の翌日から同項の事業年度終了の日までの間に当該期末保有暗号資産と種類及び区分を同じくする暗号資産の取得をしていたときは、当該期末保有暗号資産の同項の譲渡に係る原価の額は、直近売買価格等公表日における一単位当たりの帳簿価額に当該期末保有暗号資産の数量を乗じて計算した金額とする。

3 前二項に規定する直近売買価格等公表日とは、価格等公表者によつてその日における第一項の暗号資産の最終の売買価格等（第一百八条の七第一号）に規定する売買価格等をいう。）が公表された日で第一項の事業年度終了の日前の日のうち当該終了の日に最も近い日をいう。

る被合併法人からの引継ぎを含むものとし、適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配で残余財産の全部の分配に該当しないものによる分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からの取得及び第一百八条の六第五項各号（短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法及びその選定の手続等）に掲げる取得を除く。以下この項及び次項において同じ。）をしていた場合には、その取得をした数量に相当するものを除く。以下この項及び次項において「期末保有暗号資産」という。）を次に掲げるいづれかの金額に期末保有暗号資産の数量を乗じて計算した金額により譲渡し、かつ、当該期末保有暗号資産をその金額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

一 同上

二 価格等公表者によつて公表された直近売買価格等公表日における期末保有暗号資産の最終の交換比率（第一百八条の七第一号（時価評価をする暗号資産の範囲）に規定する交換比率をいう。以下この号において同じ。）に、その交換比率により交換される他の暗号資産の価格等公表者によつて公表された直近売買価格等公表日における最終の売買の価格を乗じて計算した金額

2 内国法人が期末保有暗号資産（第一百八条の六第一号に掲げる移動平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出するものに限る。）について前項の規定を適用する場合において、直近売買価格等公表日の翌日から同項の事業年度終了の日までの間に当該期末保有暗号資産と種類を同じくする暗号資産の取得をしていたときは、当該期末保有暗号資産の同項の譲渡に係る原価の額は、直近売買価格等公表日における一単位当たりの帳簿価額に当該期末保有暗号資産の数量を乗じて計算した金額とする。

3 前二項に規定する直近売買価格等公表日とは、価格等公表者によつてその日における第一項の暗号資産の最終の売買価格等（第一百八条の七第一号）に規定する売買価格等をいう。）が公表された日で同項の事業年度終了の日前の日のうち当該終了の日に最も近い日をいう。

(特定自己発行暗号資産に該当しないこととなった場合のみなし譲渡)

第一百八条の十一 内国法人が特定自己発行暗号資産(法第六十一条第二項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)に規定する特定自己発行暗号資産をいう。以下この条において同じ。)に該当する暗号資産を自己の計算において有する場合において、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなつたときは、その該当しないこととなつた時に於いて、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして、その内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

(未決済暗号資産信用取引に係る利益相当額又は損失相当額の翌事業年度における処理等)

第一百八条の十二 内国法人が法第六十一条第八項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)の規定により当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2 内国法人が適格合併又は適格分割等(法第六十一条第九項に規定する適格分割等をいう。以下この項において同じ。)により同条第八項に規定する暗号資産信用取引(以下この項において「暗号資産信用取引」という。)に係る契約の移転を受けたときは、当該適格合併に係る被合併法人の法第六十二条第二項(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)に規定する最後事業年度又は当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人の当該適格分割等の日の属する事業年度において当該移転を受けた暗号資産信用取引に係る契約につき法第六十一条第八項又は第九項の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該内国法人の当該適格合併又は適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定及びその手続)

第一百九条の五 省 略

2 内国法人は、有価証券の取得(適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。以下この項において同じ。)をした場合(次の各号に掲げる場合を含む。)には、その取得をした日(当

(未決済暗号資産信用取引に係る利益相当額又は損失相当額の翌事業年度における処理等)

第一百八条の十一 内国法人が法第六十一条第七項(短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益)の規定により当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額に相当する金額は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2 内国法人が適格合併又は適格分割等(法第六十一条第八項に規定する適格分割等をいう。以下この項において同じ。)により同条第七項に規定する暗号資産信用取引(以下この項において「暗号資産信用取引」という。)に係る契約の移転を受けたときは、当該適格合併に係る被合併法人の法第六十二条第二項(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)に規定する最後事業年度又は当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人の当該適格分割等の日の属する事業年度において当該移転を受けた暗号資産信用取引に係る契約につき法第六十一条第七項又は第八項の規定により益金の額又は損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該内国法人の当該適格合併又は適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定及びその手続)

第一百九条の五 同 上

2 同 上

該各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日。以下この項において「取得日等」という。）の属する事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該取得日等の属する法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）について同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、その有価証券と前項に規定する区分及び種類を同じくする有価証券につき、第百十九条の二第一項各号に掲げる方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。ただし、当該取得日等の属する事業年度前の事業年度においてその有価証券と前項に規定する区分及び種類を同じくする有価証券につき本文の規定による届出をすべき場合並びに内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業に属する有価証券の取得をした場合は、この限りでない。

一 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等につき、収益事業以外の事業に属していた有価証券が収益事業に属する有価証券となつた場合 その収益事業に属する有価証券となつた日

二 公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等につき、当該公益法人等に該当することとなつた時の直前において有価証券を有していた場合（当該有価証券が当該公益法人等の収益事業に属するものである場合に限る。） その該当することとなつた日

三 公益法人又は公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等につき、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた時の直前において有価証券を有していた場合（公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては、当該有価証券が当該直前において収益事業以外の事業に属していたものである場合に限る。） その該当することとなつた日

第百二十二条の五 内国法人は、外貨建資産等の取得（適格合併又は適格分割型分割による被合併法人又は分割法人からの引継ぎを含む。以下この条において同じ。）をした場合（次の各号に掲げる場合を含む。）には、その取得をした日（当該各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日

（外貨建資産等の期末換算の方法の選定の手続）

一 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等につき、収益事業以外の事業に属する有価証券が収益事業に属する有価証券となつた場合 その収益事業に属する有価証券となつた日

二 公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等につき、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた時の直前において収益事業以外の事業に属する有価証券を有していた場合 その該当することとなつた日

第百二十二条の五 同上

（外貨建資産等の期末換算の方法の選定の手続）

。以下この条において「取得日等」という。）の属する事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（当該取得日等の属する法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第五項第一号に規定する期間）について同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、その外貨建資産等と外国通貨の種類及び前条各号に掲げる区分を同じくする外貨建資産等につき、法第六十一条の九第一項第一号イ及びロ（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）に掲げる方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。ただし、当該取得日等の属する事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び前条各号に掲げる区分を同じくする外貨建資産等につき本文の規定による届出をすべき場合並びに内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業に属する外貨建資産等の取得をした場合は、この限りでない。

一 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等につき、収益事業以外の事業に属していた外貨建資産等が収益事業に属する外貨建資産等となつた場合 その収益事業に属する外貨建資産等となつた日

二 公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等につき、当該公益法人等に該当することとなつた時の直前において外貨建資産等を有していた場合（当該外貨建資産等が当該公益法人等の収益事業に属するものである場合に限る。） その該当することとなつた日

三 公益法人又は公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等につき、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた時の直前において外貨建資産等を有していた場合（公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等にあつては、当該外貨建資産等が当該直前において収益事業以外の事業に属していたものである場合に限る。） その該当することとなつた日

（合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算における原価の額）

第二百二十三条の二 法第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する原価の額を計算する場合において、同項に規定す

一 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等につき、収益事業以外の事業に属する外貨建資産等が収益事業に属する外貨建資産等となつた場合 その収益事業に属する外貨建資産等となつた日

二 公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等につき、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた時の直前において収益事業以外の事業に属する外貨建資産等を有していた場合 その該当することとなつた日

（合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算における原価の額）

第二百二十三条の二 法第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する原価の額を計算する場合において、同項に規定す

る資産及び負債に棚卸資産（第二十八条第一項第二号（棚卸資産の評価の方法）に規定する低価法を適用するものに限る。）、法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等、同条第八項に規定する暗号資産信用取引に係る契約、法第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する有価証券、法第六十一条の四第一項（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定する有価証券の空売り、信用取引、発行日取引若しくは有価証券の引受けに係る契約、法第六十一条の五第一項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引に係る契約、法第六十一条の七第一項（時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上）の規定の適用を受けた同項に規定する売買目的外有価証券又は法第六十一条の九第二項（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）に規定する外貨建資産等が含まれていたときは、これらの資産及び負債の金額は、法第六十二条第二項に規定する最後事業年度終了の時の帳簿価額によるものとする。

第三款の四 公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得金額の計算

（累積所得金額又は累積欠損金額の計算）

第三百三十一条の四 法第六十四条の四第一項（公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）に規定する収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の同項に規定する移行日（以下この項及び次条第一項において「移行日」という。）における資産の帳簿価額が負債帳簿価額等（負債の帳簿価額並びに資本金等の額及び利益積立金額の合計額をいう。以下この項並びに次条第一項第三号及び第五号において同じ。）を超える場合におけるその超える部分の金額（次条第二項において「累積所得金額」という。）とし、法第六十四条の四第一項に規定する収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の移行日における負債帳簿価額等が資産の帳簿価額を超える場合におけるその超える部分の金額（次条第二項及び第三項に

る資産及び負債に棚卸資産（第二十八条第一項第二号（棚卸資産の評価の方法）に規定する低価法を適用するものに限る。）、法第六十一条第二項（短期売買商品等の譲渡損益及び時価評価損益）に規定する短期売買商品等、同条第七項に規定する暗号資産信用取引に係る契約、法第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する有価証券、法第六十一条の四第一項（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定する有価証券の空売り、信用取引、発行日取引若しくは有価証券の引受けに係る契約、法第六十一条の五第一項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリバティブ取引に係る契約、法第六十一条の七第一項（時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上）の規定の適用を受けた同項に規定する売買目的外有価証券又は法第六十一条の九第二項（外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等）に規定する外貨建資産等が含まれていたときは、これらの資産及び負債の金額は、法第六十二条第二項に規定する最後事業年度終了の時の帳簿価額によるものとする。

第三款の四 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得金額の計算

（累積所得金額又は累積欠損金額の計算）

第三百三十一条の四 法第六十四条の四第一項（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）に規定する収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の同項に規定する移行日（以下この項及び次条第一項において「移行日」という。）における資産の帳簿価額が負債帳簿価額等（負債の帳簿価額及び利益積立金額の合計額をいう。以下この項並びに次条第一項第三号及び第五号において同じ。）を超える場合におけるその超える部分の金額（次条第二項において「累積所得金額」という。）とし、法第六十四条の四第一項に規定する収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の移行日における負債帳簿価額等が資産の帳簿価額を超える場合におけるその超える部分の金額（次条第二項及び第三項において「累積欠損金

において「累積欠損金額」という。)とする。

2 法第六十四条の四第二項に規定する収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の同項に規定する適格合併に係る移転資産帳簿価額(適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた資産の帳簿価額をいう。以下この項及び次条第一項第四号ロにおいて同じ。)が移転負債帳簿価額等(適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた負債の帳簿価額並びに当該適格合併に係る第八条第一項第五号ハ(資本金等の額)に定める金額及び第九条第二号(利益積立金額)に掲げる金額の合計額をいう。以下この項及び次条第一項第四号ロにおいて同じ。)を超える場合におけるその超える部分の金額(次条第二項において「合併前累積所得金額」という。)とし、法第六十四条の四第二項に規定する収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の同項に規定する適格合併に係る移転負債帳簿価額等が移転資産帳簿価額を超える場合におけるその超える部分の金額(次条第二項及び第三項において「合併前累積欠損金額」という。)とする。

(累積所得金額から控除する金額等の計算)

第三十一条の五 法第六十四条の四第三項(公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 五 省 略

2 13 省 略

(転用資産等及び移行時資産等の帳簿価額)

第三十一条の六 内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となつた場合のその資産及び負債(以下この条において「転用資産等」という。)、公益法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた場合のその該当することとなつた時において有する資産及び負債(その収益事業に属する資産及び負債に限る。以下この条において「公益法人等移行時資産等」という。)又は公益法人若しくは公益法人等

額」という。)とする。

2 法第六十四条の四第二項に規定する収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の同項に規定する適格合併に係る移転資産帳簿価額(適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた資産の帳簿価額をいう。以下この項及び次条第一項第四号ロにおいて同じ。)が移転負債帳簿価額等(適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第九条第二号(利益積立金額)に掲げる金額の合計額をいう。以下この項及び次条第一項第四号ロにおいて同じ。)を超える場合におけるその超える部分の金額(次条第二項において「合併前累積所得金額」という。)とし、法第六十四条の四第二項に規定する収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の同項に規定する適格合併に係る移転負債帳簿価額等が移転資産帳簿価額を超える場合におけるその超える部分の金額(次条第二項及び第三項において「合併前累積欠損金額」という。)とする。

(累積所得金額から控除する金額等の計算)

第三十一条の五 法第六十四条の四第三項(公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 五 同 上

2 13 同 上

(収益事業以外の事業に属していた資産及び負債の帳簿価額)

第三十一条の六 内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となつた場合のその資産及び負債(以下この条において「転用資産等」という。)、又は公益法人等が普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた場合のその該当することとなつた時において有するその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債(以下この条において「移行時資産等」という。)の帳簿価額は、それぞれ当該転用資産等の価

が普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた場合のその該当することとなつた時において有する資産及び負債（公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合にあつては、その収益事業以外の事業に属していた資産及び負債に限る。以下この条において「普通法人等移行時資産等」という。）の帳簿価額は、それぞれ当該転用資産等の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額、当該公益法人等移行時資産等の価額としてその収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた時においてその帳簿に記載されていた金額又は当該普通法人等移行時資産等の価額としてその普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた時においてその帳簿に記載されていた金額とする。

（損益通算）

第三百三十一条の七 省略

2 法第六十四条の五第八項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 六 省略

七 租税特別措置法第六十六条の十三第十四項又は第十六項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）

八 省略

九 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十七項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）

（時価評価資産等の範囲）

第三百三十一条の十三 法第六十四条の九第七項（通算承認）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 省略

四 租税特別措置法第六十四条の二第四項第一号（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）（同法第六十五条第三項（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）

、第六十五条の八第四項第一号（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）又は第六十六条の十三第二項第一号（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）

に規定する特別勘定の金額（次項第四号及び第三項第四号において「

額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額又は当該移行時資産等の価額としてその該当することとなつた時においてその帳簿に記載されていた金額とする。

（損益通算）

第三百三十一条の七 同上

2 同上

一 六 同上

七 租税特別措置法第六十六条の十三第十三項又は第十五項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

八 同上

九 租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第十五項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

（時価評価資産等の範囲）

第三百三十一条の十三 同上

一 三 同上

四 租税特別措置法第六十四条の二第四項第一号（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）（同法第六十五条第三項（換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）において準用する場合を含む。）

、第六十五条の八第四項第一号（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）又は第六十六条の十三第二項第一号（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

に規定する特別勘定の金額（次項第四号及び第三項第四号において「

特別勘定の金額」という。)のうち千万円以上のもの
2・3 省略

第三目の二 金銭債務の償還差損益

第三百三十六条の二 省略

2・3 省略

5 第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第三項の金銭債務が次の各号に掲げる金銭債務である場合には、当該各号に規定する事実が生じた日におけるその金銭債務の帳簿価額をその金銭債務に係る収入額とし、当該事実が生じた日をその金銭債務に係る債務者となつた日として、第一項又は第三項の規定を適用する。

一 公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していた金銭債務がその収益事業に属する金銭債務となつた場合における当該金銭債務

二 金銭債務に係る債務者である公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた場合における当該金銭債務(その収益事業に属するものに限る。)

三 金銭債務に係る債務者である公共法人又は公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合における当該金銭債務(公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合にあつては、その収益事業以外の事業に属していたものに限る。)

四 省略

(控除限度額の計算)

第四百四十二条 省略

2 前項に規定する当該事業年度の所得金額とは、法第五十七条(欠損金の繰越し)及び第六十四条の四(公共法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算)並びに租税特別措置法第五十九条の二(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)、第六十七条の十二及び第六十七条の十三(組合事業等による損失がある場合の課税の特例)の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額(次

別勘定の金額」という。)のうち千万円以上のもの
2・3 同上

第三目の二 金銭債務の償還差損益

第三百三十六条の二 同上

2・3 同上

5 同上

一 公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属する金銭債務がその収益事業に属する金銭債務となつた場合における当該金銭債務

二 金銭債務に係る債務者である公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合における当該金銭債務(その収益事業以外の事業に属していたものに限る。)

三 同上

(控除限度額の計算)

第四百四十二条 同上

2 前項に規定する当該事業年度の所得金額とは、法第五十七条(欠損金の繰越し)及び第六十四条の四(公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算)並びに租税特別措置法第五十九条の二(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)、第六十七条の十二及び第六十七条の十三(組合事業等による損失がある場合の課税の特例)の規定を適用しないで計算した場合の当該事業年度の所得の金額(次

3 5 項において「当該事業年度の所得金額」という。）をいう。
省 略

3 5 項において「当該事業年度の所得金額」という。）をいう。
省 略

3 5 項において「当該事業年度の所得金額」という。）をいう。
省 略

2 省 略

3 前項第二号イに規定する当該通算事業年度の所得金額及び他の事業年度の所得金額とは、それぞれ法第五十七条（欠損金の繰越し）、第六十四条の四（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）、第六十四条の五（損益通算）、第六十四条の七（欠損金の通算）及び第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）並びに租税特別措置法第五十九条の二（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）、第六十七条の十二及び第六十七条の十三（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）の規定（以下この項において「対象規定」という。）を適用しないで計算した場合の当該通算事業年度の所得の金額及び当該他の事業年度の所得の金額をいい、同号ロに規定する当該通算事業年度の欠損金額及び他の事業年度の欠損金額とは、それぞれ対象規定を適用しないで計算した場合の当該通算事業年度において生ずる欠損金額及び当該他の事業年度において生ずる欠損金額をいう。

4 5 9 省 略

4 5 9 省 略

4 5 9 省 略

2 5 4 省 略

5 外国法人の各事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入すべき金額につき、法第四百十二条第二項の規定により前編第一章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条第二項（ 関連法人株式等に	省 略	省 略
----------------------	-----	-----

3 5 項において「当該事業年度の所得金額」という。）をいう。
同 上

3 5 項において「当該事業年度の所得金額」という。）をいう。
同 上

3 5 項において「当該事業年度の所得金額」という。）をいう。
同 上

2 同 上

3 前項第二号イに規定する当該通算事業年度の所得金額及び他の事業年度の所得金額とは、それぞれ法第五十七条（欠損金の繰越し）、第六十四条の四（公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算）、第六十四条の五（損益通算）、第六十四条の七（欠損金の通算）及び第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）並びに租税特別措置法第五十九条の二（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）、第六十七条の十二及び第六十七条の十三（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）の規定（以下この項において「対象規定」という。）を適用しないで計算した場合の当該通算事業年度の所得の金額及び当該他の事業年度の所得の金額をいい、同号ロに規定する当該通算事業年度の欠損金額及び他の事業年度の欠損金額とは、それぞれ対象規定を適用しないで計算した場合の当該通算事業年度において生ずる欠損金額及び当該他の事業年度において生ずる欠損金額をいう。

4 5 9 同 上

4 5 9 同 上

4 5 9 同 上

2 5 4 同 上

5 同 上

同 上	同 上	同 上
-----	-----	-----

第二十九條第二項 第二號	第二十九條第二項 第一號		第二十八條の二第 七項（棚卸資産の 特別な評価の方法 ）及び第二十九條 第二項（棚卸資産 の評価の方法の選 定）		第二十四條（資産 の評価益の計上が できる評価換え）	第十九條第三項第 二號		第十九條第三項第 一號イ	第十九條第三項第 一號		係る配当等の額か ら控除する利子の 額）
	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

同 上	同 上		同 上		同 上	同 上		同 上	同 上		
同 上											
同 上											

第三十二条第一項 第二号(棚卸資産 の取得価額)	第三十条第六項(棚卸資産の評価の方法の変更手続)	第二十九条第二項 第五号		開始した日
		省略	省略	
省略	省略	省略	省略	有することとなつた日
省略	省略	省略	省略	第一号又は第二号に定める日後恒久的施設を通じて

同上	同上	第二十九条第二項 第四号		新たに収益事業を開始した日
		同上	同上	
同上	同上	同上	同上	その有することとなつた日

第五十一条第二項 第五号	第五十一条第二項 第二号		第五十一条第二項 第一号		第五十一条第二項 (減価償却資産の 償却の方法の選定)		第四十九条の二第 三項		第四十九条の二第 二項(リース賃貸 資産の償却の方法 の特例)		第四十八条の四第 七項(減価償却資 産の特別な償却の 方法)	
	開始した日	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
設立後(第二号 に掲げる内国法 人については新 たに収益事業を 開始した後とし	有することとなつた日	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
第一号又は第二号に定める日後		省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

第五十一条第二項 第四号	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
設立後(第二号 に掲げる内国法 人については新 たに収益事業を 開始した後とし	新たに収益事業 を開始した日	同上										
同上	その有することとなつた日	同上										

第五十四号	第五十四号第一項	第五十四号第一項	第五十四号第一項 第二号(減価償却 資産の取得価額)	第五十二条第六項 (減価償却資産の 償却の方法の変更 手続)	第五十一条第二項 第六号	
省略	省略	省略	省略	省略	新たに事業所を 設けた内国法人	、第三号に掲げ る内国法人につ いては収益事業 を行う公益法人 等に該当するこ ととなつた後と し、前号に掲げ る内国法人につ いては普通法人 又は協同組合等 に該当すること となつた後とす る。)
省略	省略	省略	省略	省略	新たに国内に事業所を設けた外 国法人(第一号に該当するもの を除く。)	

同上	同上	同上	同上	同上	第五十一条第二項 第五号	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	、前号に掲げる 内国法人につい ては普通法人又 は協同組合等に 該当することと なつた後とする 。)
同上	同上	同上	同上	同上	同上	

第九十六条第四項 (貸倒引当金勘定)	第七十三条第二項 第四号	第七十三条第二項 第三号	第七十三条第二項 第一号(一般寄附 金の損金算入限度 額)	第六十九条第一項 第一号イ(2)(定期 同額給与の範囲等)	第六十八条第一項 第四号(資産の評 価損の計上ができ る事実)	第六十条(通常の 使用時間を超えて 使用される機械及 び装置の償却限度 額の特例)	第五十七条第七項 (耐用年数の短縮)	
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略

同 上								
同 上								
同 上								

第百十八条の六第五項(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算	第七十二条第一	第七十四条第一	第百十四条(固定資産に準ずる繰延資産)	第百十三条の二第五項第三号				第百十三条の二第五項第二号			第百十三条の二第五項第一号		第百十三条の二第五項(事業の再生が図られたと認められる事由等)		継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例)
				省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
第百四十四条の四第一項		第百四十四条の六第一項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略		

第百十八条の六第四項(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算	同上	同上	同上	同上				同上			同上			
				同上		同上								
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

簿価額の算出の方 一単位当たりの帳 簿価額の算出の方	第百十九条の五第 二項(有価証券の 一単位当たりの帳 簿価額の算出の方	第百十九条の二第 三項第三号	第百十九条の二第 三項第一号(有価 証券の一単位当た りの帳簿価額の算 出の方法)	第百十九条第一項 第十号ロ及び第十 二号ロ	第百十九条第一項 第九号	第百十九条第一項 第八号	第百十九条第一項 第六号	第百十九条第一項 第五号(有価証券 の取得価額)	出の方法及びその 選定の手続等)
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	項
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

同上	出の方法及びその 選定の手続等)								
同上									
同上									

第百二十一條の九の二第二項（オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有		第百二十一條の五第一項（繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等）	第百二十一條の四第二項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）		第百二十一條の三の二第三項（オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等）		第百十九條の六第六項（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の変更の手續）		法の選定及びその手續）
省略	省略		省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

同上		同上	同上		同上		同上		
同上									
同上									

6 省 略

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七十八条の二の改正規定及び第百十一条の四第二項の改正規定 令和六年一月一日

二 第十一条第一号の改正規定及び第十二条の改正規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

第三百三十九条の四第十項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）	省 略	省 略	第三百三十七条（土地の使用に伴う対価についての所得の計算）
	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略

6 同 上

同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に関する経過措置)

第二条 改正後の法人税法施行令(以下「新令」という。)第七十七条第二号の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支出する寄附金について適用し、法人が施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例による。

(再生手続開始の決定に準ずる事実等に関する経過措置)

第三条 新令第一百七条の三第三号の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

(短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額に関する経過措置)

第四条 新令第一百八条の五の規定は、法人が施行日以後に取得をする法人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品等について適用し、法人が施行日前に取得をした所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号。以下「改正法」という。)第二条の規定による改正前の法人税法(以下「旧法」という。)第六十一条第一項に規定する短期売買商品等については、なお従前の例による。

2 | 法人が施行日前に取得をした暗号資産(旧法第六十一条第一項に規定する暗号資産をいう。以下この項において同じ。)のうち、改正事業年度(改正法附則第十二条第二項に規定する改正事業年度をいう。)以前の各事業年度について同項の規定により特定自己発行暗号資産(改正法第二条の規定による改正後の法人税法第六十一条第二項に規定する特定自己発行暗号資産をいう。)に該当するものとみなして同条の規定を適用する暗号資産については、前項の規定にかかわらず、新令第一百八条の五の規定を適用することができる。

3 | 改正法附則第十二条第二項に規定する政令で定めるものは、法人が有する法人税法第六十一条第一項に規定する暗号資産のうち、新令第一百八条の七第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(累積所得金額又は累積欠損金額の計算に関する経過措置)

第五条 新令第三十一条の四の規定は、内国法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に終

了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。